

山中一揆の経過 ～一揆前夜から強訴まで～

1 山中一揆勃発前夜（～享保 11 年〈1726〉11 月下旬）

（1）松平氏の（元禄 11 年 1 月）期における問題

① 拝領高の問題

郡名	森氏拝領高	森氏内高	松平氏拝領高	備考	松平氏拝領高÷ 森氏拝領高
	寛文4（1664）	元禄10（1697）	享保2（1717）		
英田	1万36石5斗	1万3,459石6斗3升3合			
吉野	1万4,400石1斗	1万9,746石8斗6升7合			
勝田	4万3,796石7斗	5万7,626石4斗3升4合	2,231石4升9合		
苫東（東南条）	7,277石8斗	1万654石1升3合	1万654石1升3合	全郡津山藩領	1.46
苫北（東北条）	9,741石4斗	1万5,218石4斗2升4合	1万5,120石8斗3合	全郡10万石津山藩領	1.55
苫南（西北条）	7,698石4斗	1万554石1升3合	1万487石7斗8升4合	全郡10万石津山藩領	1.36
苫西（西西条）	1万8,217石8斗	2万5,928石9斗3升	2万6,335石8斗4升4合	全郡10万石津山藩領	1.45
大庭	1万4,490石6斗	2万336石7斗6升9合	2万351石9斗6升5合	全郡10万石津山藩領	1.4
真島	2万1,425石7斗	3万2,301石1斗1升1合	1万1,310石5斗1升5合		
久米	3万9,415石	5万953石4斗4升2合	3,508石2升7合		
石高計	18万6,500石	25万6,214石3斗3升3合	10万		
出典	寛文朱印留	美作一覽記	美作鬘鏡		

※森氏内高÷森氏拝領高=1.37

※森氏時代と比較すると 70%前後の領地に過ぎない。

②江戸藩邸の焼失

元禄 11 年（1698）、享保元年（1716）、同 2 年の三回

→ 再建費用の捻出

③百姓一揆の発生＝元禄 11 年 11 月東北条郡・東南条郡ほかでの強訴

松平氏の年貢＝森時代・幕府領時代より免率高く、奥引などが認められない。

→ 年貢減免を求める強訴発生→藩は年貢の約三割を減免

（2）度重なる災害（→別表参照）

(3) 享保 11 年の年貢の状況

「四歩加免」の賦課

年貢納期の前倒し（11 月 25 日→10 月 15 日）

真島郡鉄山村年貢算用帳辻寄					
年	石高	取米残米	請合	率（請合/石高）	特筆事項
宝永7（1710）	338石3斗2升8合	161石5斗5升3合	228石8斗8升3合	0.68	3%加免あり
正徳2（1712）	338石3斗2升4合	178石2斗5升	222石3升8合	0.66	取米残米に2%加免含む
正徳4（1714）	338石3斗2升4合	170石9斗6升8合	197石3斗6升1合	0.58	
正徳5（1715）	338石3斗2升4合	170石9斗7升3合	202石1升5合	0.6	
享保元（1716）	338石3斗2升8合	170石9斗7升3合	200石5斗7升	0.59	
享保2（1717）	338石3斗2升8合	170石9斗7升4合	218石1升8合	0.64	3%加免あり
享保5（1720）	338石3斗4升4合	171石4升6合	203石1斗4升7合	0.6	
享保11（1726）	337石8斗6升4合	170石7斗6升	246石9升4合	0.73	4%加免あり
※各年次「真島郡鉄山村年貢算用帳」より作成					

※年貢とは別に借物元利返済に石高の約 14%が宛てられる←疲弊の現れ

(4) 藩主松平浅五郎の死と松平亦三郎の相続

松平浅五郎：宣富の長男。享保 6 年（1721）6 歳で家督相続。

同 11 年 11 月 11 日死去（10 月中旬より重篤）。

松平亦三郎：宣富の弟・知清の三男。

浅五郎の末期養子となり五万石への減知で家督相続

2 「西原村郷蔵事件」から一揆勃発（～12 月 11 日）

【用語解説】

郷蔵： この場合年貢保管用の蔵。すべての村にあったわけではなく数か村が共同使用をしたり、名主の土蔵を準用することもあった。大庭・真島両郡の場合、久世・西原・高田にある。

『国史大辞典』「江戸幕府の寛文六年（一六六六）の御勘定所下知状に、

すべて蔵は郷中に預けるからには火事・盗人に用心し油断なく番をすること、もし年貢米を紛失すれば処罰するとある（児玉幸多編『近世農政史料集』一）。郷蔵は以上の点から、近世村落の成立＝年貢村請制の成立と関連がある。年貢米は、一時、郷蔵に収納されてのち、江戸浅草・近江大津などの御蔵に運送される。郷蔵の管理・警備はことのほか厳重で、名主といえども自由に立ち入ることは許されなかった。諸藩においては、年貢米は直接城下町の藩庫か郡奉行の管轄下の郡の蔵に納入する場合もあるが、いったん郷蔵に格庫後、藩庫または中央市場に回送されることもあった。

触：大庄屋の管轄地。真島・大庭両郡は、山中三触（湯本・三家・小童谷）と里三触（河内・目木・富）

○「西原村郷蔵事件」

11月18日：津山へ藩主死去の知らせが届く。

11月20日晚：河内触大庄屋・上河内村中庄屋が自己作徳米84俵（約31石）を西原村郷蔵から取り出し、隣家に預ける。←蔵に封印の流言

11月21日夜：郷蔵に戻すところを発見される。→納入11カ村百姓騒立つ。

※郷蔵納米＝12月5日まで村の管理下、変事あるときは村で弁済

→久世出張中の藩役人が西原村に向かい鎮静化。大庄屋・中庄屋は取調のため津山へ向かう途中欠落する。

→「廻状」が山中三触へ伝達。

「この度、大庄屋・中庄屋共西原村御蔵元の米を盗み取られ候間、惣百姓中久世村御蔵元の御米改めにお越しなられ候、若しお出で御座なく候えば焼き打ちに致すべく候、皆々お出でならるべく候」（「津山騒動記」）

→11月29日ごろより山中三触で騒ぎ立ち始める。

久世村では勘定奉行出九大夫らにより蔵米の搬出が実行。これを百姓が発見し差し止めを要求。役人は一度これを認めるが約束を破り再度搬出する。

→仲間村牧分徳右衛門・見尾村弥次郎等を頭取として再度「天狗状」を発す。

※頭取：一般に頭（かしら）だつ人

天狗状：差出人の名が明記されていない回状。百姓一揆の呼びかけなど

責任追及をのがれるために用いることが多い。

「このまま延引致し候はば、外方は御料御支配と相成り、我々はいつまでも津山悪政の下に難渋致す事、年貢は盗み出され二重納め致さずては相成らざるよう成り行き、片時も捨て置きがたく、村々惣百姓一同より歎願致さずては御採用御座なく候、この状着き次第村々一人も残らず出揃い成らるべし、若し不同意にて出ざる者は容赦なく一軒も残らず焼き打ちに致すべく候」（「美作一覽記」）

→ 12月2日 山中三触百姓久世村に集結。

3 一揆の要求

(1) 久世村での行動

○郷蔵納米の確保＝同4日積出船を差し止め、米を陸揚げする。

○久世の蔵元4軒に押しかけ、「替し米を渡せ」と要求する。

→確保した米は番人を付ける。

○目木村大庄屋・中庄屋で打ちこわし実施（5日夜）

対象＝ 「上へへつろう下なやます大欲心の大悪人」（「山中百姓騒動記」）

三崎村中庄屋＝「調台坐敷迄明け放ち見せければ、民姓ども安堵し」

「常々正直を第一、誠有る仁にや」（「美国四民乱放記」）

→打ちこわしされず

※打ちこわしの機能＝「百姓の事内通致」（「美作一覽記」）←制裁

「已後の見せしめ」（「美作一覽記」）←予防

「不同意にて出ざる者は容赦なく」

← 一揆参加を容易にする動員手段

○得物の実態

・結集時： 鎌、熊手、山刀（なた） 鳶口、まさかり

「美国四民乱放記」：獵師鉄砲、威し筒、猪鎗、竹槍が登場

・打ちこわし時：槌、おの、かけや

(2) 願書提出

一揆勢：久世 → 目木 → その後津山に向かう予定

藩側：代官山田文八・三木甚左衛門が久世で願意を聞く旨の申し送り

6 日夜まで「参り申さず」として「久世町外迄出向ひ」

→ 願書提出

○内容（願書の全文掲載する史料＝3 つに分類→「津山騒動記」系統に近い）

一当年の御取り米 〈右口米・諸給米〉

右の通り午の御年貢本途、先だって村庄屋所え上納仕り候処相違御座なく候、この外四歩の御加免、残米并に大庄屋加判の儀御赦免願ひ上げ奉り候、以上

一大豆の儀は例年の通り差し上げ申すべく候、以上

一先年の通り大庄屋・中庄屋・村々庄屋所え御下札並びに諸帳面置かさせられ候分、残らず村々百姓中へ仰せ付けられ下さるべく候、以上

一先だって願ひ上げ奉り候通り、大庄屋・中庄屋并に村庄屋役儀御召し上げ下され候はば、有りがたく存じ奉り候、以上

一山川御年貢銀・諸運上銀、例年の通り差し上げ申すべく候

右書面の通り西六触の百姓共願ひ上げ奉り候処、早速御聞き届け下さるべく候段、大小の百姓共有りがたく存じ奉り候、後日のため願書差し上げ申し候所、よって件のごとし

享保十一丙午十二月

西六触百姓中

代官所

要求としては第一条、第三条と第四条のみ

・「四歩の御加免残米并に大庄屋加判の儀」免除（別表参照）

※「年貢本途」：田畑や林野に課される本年貢

「山川年貢銀」：いわゆる小物成

・下札（年貢免状のこと）と諸帳面（年貢算用帳カ）の下げ渡し

- ・大庄屋・中庄屋・庄屋の罷免

※奥書から口頭で交渉した後に書面を提出したと考えられる。(下線部)

上長田村年貢納入状況（12月16日現在）

「請合」米	取米＋口米－奥引米	291. 431 石
糠藁代米	村高×0.007	3. 817 石
諸給米	村高×0.011	6 石
四歩加免米	毛付高×0.04	20. 352 石
年貢計		321. 6 石

年貢請取量	321.6 石＋借米返済など	333. 6569 石
-------	----------------	-------------

中庄屋へ上納した量	309. 855 石
大庄屋借物返済量	1. 738 石
「払出し」量	311. 593 石

※岡山大学附属図書館所蔵湯模家文書「御年貢請払目録」より作成

○藩側の回答

- ・年貢本途 14%減免
- ・四歩加免米免除
- ・大庄屋・中庄屋・庄屋罷免、惣代・状着の設置
→ 惣代は各触に 2 名、状着は各村に 1 名＝終結後の被処罰者も含まれる

4 東触の一揆

(1) 経過

①東触東部

○**発端**：西触からの天狗廻状＝久世村への結集を呼びかける

12月9日 東北条郡小中原触阿波村・物見村から騒ぎ立ち

→ 小中原触百姓東南条郡一宮村に集結

12月12日 綾部・一宮・野介代（のけだ）・川辺各触百姓も合流

○**行動**：打ちこわしは実施されず。強訴のみ。

○**要求**：13日願書提出

内容：年貢減免、借物返済免除、村役人罷免など＝「山中並」

→ 年貢本途 14%減免、四歩加免米免除、小中原触大庄屋、川辺触大庄屋の罷免

○**14日夜から 15日朝にかけて一揆解散**

②東触西部

○**発端**：12月17日、二宮・院庄・塚谷・田辺四触百姓、院庄へ集結

→ 西々条郡下原村・薪森原村で打ちこわし

→ 藩側：「東西同事」「触々へ入り込み諸事仰せ渡さるべし」→ 拒否

○**願書提出**：藩＝山田文八・三木甚左衛門派遣→20日布原村で願書提出

・年貢本途 14%減免、四歩加免米免除、借米利息返済免除、大庄屋・中庄屋罷免

○**20日晚一揆解散**

③その後の藩の対応

田邑・一方触などでも

「最寄り次第残らず百姓呼び寄せ、西東郡々村々御手当の通り」と申渡

④東触の一揆の特徴

強訴の成功と同時に一揆を解散し継続性ない。＝同時期の強訴と同様

【次回】第四回 山中一揆の経過（2）～強訴後の様相と終焉～ 令和7年9月28日（日）

第六回 山中一揆を伝えたもの～記録と顕彰～ 令和8年3月8日（日）

会場：湯原ふれあいセンター 時間：午後1時30分～午後3時

松平氏入封後の主な災害

年	西暦	月日	記事
元禄15年	(1702)	8月30日	大風・洪水(田畑流地860石、田畑風水損害1万5,000石)
宝永元年	(1704)	春	飢饉(飢人1万4773人)
宝永4年	(1707)	8月19日	大風・洪水(潰家1,852戸、田畑川成・水押・山崩等828石余、田畑風水損害3万1,190石余)
		9月12日	大雨
		10月4日	地震(「百年以来大地震也」)
宝永5年	(1708)	6月22日	洪水(「災害少ナシ」)
宝永6年	(1709)	4月22日	地震
宝永7年	(1710)	8月21日	宮川洪水
		閏8月11日	大地震
正徳元年	(1711)	2月1日	地震(大庭・真島郡に被害、潰家118軒、半壊141軒)
		7月2日	風雨(「川筋少々破損」)
正徳2年	(1712)	10月4日	地震(「少」)
		10月9日	地震(「中」)
正徳3年	(1713)	4月12日	地震(「強震二アラス」)
		9月12日	大雪(田方立毛1/3雪の下、畑方作物悉く雪の下)
享保元年	(1716)	2月	飢饉(飢人1万2,480人)
		4月2日	降雪
享保3年	(1718)	5月2日	大霜(苗物悉く枯れる)
享保5年	(1720)	6月～	旱魃(6月21日～7月26日ほとんど降雨なし)
		9月17日	大霜
		9月～	旱魃(9月19日～11月27日降雨なし、「麦不生」)
享保6年	(1721)	閏7月10日	大風吹、破損有
		閏7月15日	洪水
		8月20日	大風
			※「本年不熟」「御領分中困窮、触々絶人大勢」
享保7年	(1722)	春	飢饉
享保9年	(1724)	9月8日	洪水(「立毛并干稻破散1万1,000石余、川欠・水押・砂入5,000石余、潰家185軒、半壊773軒」)
享保10年	(1725)	6月～	大干魃(6月～8月ほとんど降雨なし)

※矢吹正則「天変地異録」、「本名氏年代記」、「久米南条郡一方村植月氏記録」から作成